

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

2. 目標と取組内容

● 目標（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

目標：技術職の社員に占める女性割合を2%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和4年 4月～ 女性がより働きやすい職場環境を整備するため、技術職の女性社員を中心にヒアリングを実施する。

令和4年 8月～ 各部門の管理職にヒアリング結果を共有し、女性技術者を採用、配属する上での課題について検討し改善を図る。

令和4年11月～ 女性が活躍できる企業であることを、求職者に向けてPRするための施策を検討する。

令和5年 4月～ 技術系の学生を対象とした合同企業説明会へ積極的に参加する。

令和5年 6月～ 近隣の工業高校への積極的な広報活動を実施する。

令和5年10月～ ホームページ等に社内で活躍する技術職の女性社員の紹介ページを掲載する。

令和6年 4月～ 目標に対する進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組みの見直しや更なる向上に向けた施策を検討する。